

## 会津〜つとくらぶ会員会則

(名称)

第1条 この会は、「会津〜つとくらぶ」と称します。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、福島県会津自然の家(河沼郡会津坂下町大字八日沢字西東山4495-1)内におきます。

(趣旨)

第3条 この会は、自然体験活動事業への参加の機会を確保するとともに、会津自然の家の活動を支援する組織です。

(会員)

第4条 会員は、この会の趣旨に賛同し、入会の申込み手続きをされた方をいいます。年会費は徴収しません。

(会員の有効期限)

第5条 会員の有効期限は定めず、退会は事務局への申し出によることとします。

(特典)

第6条 会員は、次の特典を受けることができます。

(1) 各企画事業の案内をEメールにて他に先行してお知らせします。

(2) 各企画事業に参加を希望される場合は、1週間程度早く受付を開始し、優先して参加者として登録します。

(3) 会員限定の事業等の情報をお知らせします。

(届出事項の変更)

第7条 会員が事務局に届けた氏名、住所、連絡先、メールアドレス等に変更が生じた場合は、ただちに会員本人より連絡してください。(親族からの連絡の場合、個人情報保護の観点より、ご連絡頂いた方の「続柄・ご住所・電話番号」をお伺いする場合があります。何卒ご了承ください。)

2 会員は、届け出をしないことにより、事務局からの配信物が延着、または不到着となっても、異議を申し述べることはできません。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は下記のいずれかの事由に該当する場合、その資格を失うものとします。

(1) 退会

(2) 転居などにより連絡先が不明になった時

(3) 本会の解散

(退会)

第9条 会員はいつでも退会できます。その場合は、事務局への申し出によることとします。

(会則の変更)

第10条 この会則を変更する場合には、会員に通知します。

(制度の変更)

第11条 友の会会員制度を変更する場合には、会員に通知します。

(委任)

第12条 この会則に定められていない事項について必要があるときは、別に定めるものとします。

附 則

本会則は、平成28年3月10日から施行します。